# 博士学位論文

内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

第 23 号

(平成25年4月授与分)

武 蔵 大 学

## はしがき

本号は学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号) 第 8 条の規定による公表を目的として、 平成 25 年 4 月 25 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の 結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は学位規則第 4 条第 1 項(いわゆる課程博士)によるものであり、乙は学位規則第 4 条第 2 項(いわゆる論文博士)によるものであることを示す。

# 目 次

学位記番号 学位の種類 氏名 論文題目

乙第13号 博士(人文学) 関口 一十三 『日本霊異記』の人々とその思想

氏名(本籍) 関口 一十三 (栃木県)

学位の種類博士(人文学)学位記番号乙 第 13 号

学位授与日 平成 25 年 4 月 25 日

学位授与の要件 学位規則(昭和 28 年 4 月 1 日文部科学省令第 9 号)第 4 条第 1 項該当

学位論文題目 『日本霊異記』の人々とその思想

審査委員 主査 教授 古橋 信孝

副查 教授 福原 敏男副查 教授 高橋 一樹副查 准教授 嶋内 博愛

副查 教授 多田 一臣(東京大学)

#### 論文内容の要旨

#### 構成

序

第一章 霊異記説話を支える人々

第一節 優婆塞・沙弥・行者

第二節 法師・沙門・僧・禅師

第三節 知識・檀越

第二章 霊異記説話の倫理と思想

第一節 儒教と仏教―『日本霊異記』における「孝」の問題―

第二節 道教と仏教―飛天にみられる女性の救い―

補論 神道と仏教―大祓の詞の成立と日本古代の薬師経受容―

第三章 霊異記説話の他界・周縁認識

第一節 四国

第二節 九州

第三節 野・海・山・河

#### 序

『日本国現報善悪霊異記』は十世紀初頭、奈良薬師寺の僧景戒によって撰述された日本最古の 仏教説話集である。その『日本霊異記』が平安初期という時代になぜ編まれたかを、この時代の 人々が物事をどう考え、何に関心を持ったかという人の心の側の問題として捉えようとしたのが 本論文である。

#### 第一章 霊異記説話を支える人々

第一節は『日本霊異記』に見られる仏教関係の人々の呼称のうち、優婆塞、沙弥、行者をとりあげ、同じ在俗の修行者だが、優婆塞は俗体、沙弥は僧体として書かれており、また優婆塞は「山林修行など特異な修行を行い験力を得た者の尊称」である行者と呼び変えられていることで、迫害に対してはその験力で対応しているが、沙弥は「観音と重ねられる修行の過程である」者をいい、迫害に対しては受け容れる態度をもっているという違いがあること、そして在家の人々と仏教を結ぶ架け橋のような役割をもつ者などを指摘する。

第二節では、同じく法師、沙門、僧、禅師を取り上げ、「〇〇寺の僧」のように普通名詞的に使われる僧、「〇〇法師」のように尊称的に使われる法師、そして歴史資料では「道鏡禅師」と呼ばれる道鏡が霊異記では「法師」としか書かれないことに注目し、霊異記で禅師と呼ばれるのは、修行で験力を得て治癒などをする者であることを指摘している。このように、国家仏教とは違った視点から仏教者の呼称が書かれていることが明らかにされている。

第三節では、「知識」「檀越」という仏教を支える信者に視点をあてている。「檀越」は「造寺や造仏において中心となって寄進を行う有力信者」のことで、史書では寺の私物化が横行していたことが知られるが、霊異記においては、「信者としてあるべき姿を体現している人物に与えられる尊称」としての意味合いが強いと論ずる。「知識」は「特定の目的のために組織される一時的な信者集団」で、「檀越」のように説話自体に大きくかかわることはないとする。

#### 第二章 霊異記説話の倫理と思想

第一節は、上巻二十三話の、息子が母に貸した稲を取り立てようとして、母に母乳によって育てられた貸しを指摘され、狂い死にをしてしまう話を中心にして、この時代、社会の変化によって家族の関係が揺らいでいる状況であったことを指摘し、国家は「孝」という儒教的な倫理で父と子の「孝」を顕彰推進したのに対し、霊異記では父と子のことはほとんど扱われず、母と子の関係の話が多くあることに注目し、仏教がそこに浸透していくことを論じている。また、貸借関係についてはこの時代、私出挙が盛んになり、社会問題化していたことも、歴史史料から導いている。

第二節では、上巻十三話の、七人の子をもつ女が子を礼儀正しく育て、天女となる話を取り上げ、仏教では女性は差別されており、救いが語られておらず、中世に一端男になって救済される変成男子という考え方があらわれるが、その女性の問題を、道教の天女の考え方と重ねられて、究極の救済ではないが、忉利天に転生することを論じた。

補説として、仏教といわゆる神道との関係にふれている。大祓の詞が『本願薬師経鈔』の影響で成立する過程を論じている。

#### 第三章 霊異記に見られる他界、周縁認識

第一節は、霊異記には四国の話がいくつかあるが、四国は「蘇生と転生という、前世と現世のあわいでの出来事が起きる地」としての像をもつことを論じ、後の四国観音巡礼に繋がることになったと論じる。

第二節は、九州にも全七話のうち三例が蘇生譚であることから、やはり他界的な像が与えられていることを論じる。

第三節は、霊異記の説話に登場する空間を、海、山、川というように整理して、特に海辺は教 化の場所として語られていること、対し山は修行の場所として語られていることなどを論じてい く。海辺は漁撈の場所で、漁民たちは殺生戒を犯すが、「生業」の場合は許されることがあったが、 それでも殺生しているから、仏教を信仰することで救われるということになると論じる。

以上のように、本論文は霊異記の説話を支えている人々を呼称から考え、次に、説話を「時代の関心」から、家族の繋がりの変化に対応するものとして、また仏教が浸透すれば問題となる女性の救いについて、儒教、道教と関わらせながら論じていき、視点をかえて、説話の舞台となった空間を論じていっている。したがって、全体的に説話を支えている歴史、社会、空間を考察することで、霊異記を考察しようとした論といえる。

# 論文審査の結果の要旨

## 1 研究方法

『霊異記』研究は歴史学からのものが多いが、それらも踏まえつつ、説話には「時代の関心」、 つまり作品の書かれた時代の人々の心があらわれているという観点から、文学研究として自立さ せる方法をとり、各章で成果をあげている。

その時代の関心を明確にするために、『霊異記』とほぼ同時代の『万葉集』、『日本書紀』、『続日本紀』なども取り上げられている。

#### 2 各章の成果と問題点

序に研究史の整理を行い、自分の研究の位置づけ、及び特徴が示されることで、霊異記研究に おける本論文の価値が明確にされている。

ただし、その研究史に注釈の研究史が扱われなかったことは残念である。というのは霊異記の 注釈は、校注者は国語学者であり、説話の読みとしては不満が多かった。そのため、注釈におい てだけでなく、和漢文で書かれている本文の訓にも問題がある。日本古典集成の小泉道『日本霊 異記』からようやく文学研究が始まる。したがって、注釈の研究史が本論文の文学研究としての 位置をより明確にすることになったはずであった。

また、各章各節にその節の狙いなどが書かれているが、序に全体を見通せるような、各章各節を繋げるものが欲しかった。

第一章は、歴史学が「正倉院文書」の「優婆塞貢進文」によって官僧予備軍としての優婆塞を明らかにしていったのに対し、霊異記が語る修行によって験力を得た優婆塞の像を明らかにしていったことによって、民間の側の仏教への関心が導けたことは評価されていい。在俗の信者である檀越についても、歴史史料が寺や仏像などの私物化していくことを語っているのに対し、信者の理想像として語られていることを導いたことも評価の対象になりうる。

第二章については、第一節では、母と子の関係を、万葉集など他の史料をも視野にいれて、文

学の側から当時の社会の歴史性を問題にしていっていることが評価される。

第二節でも、仏教において女性の救いは信者にとって大きな問題であったはずで、『東大寺諷誦 文稿』などを使いながら、よい家庭を運営し、子供を育てるといういわば「りっぱな主婦」が切 利天に生まれ変わるという像があったことを明らかにしていったことは、これまで考えられなか った視点で、じゅうぶん評価されうる。

補論も、先行論文があるとはいえ、『本願薬師経鈔』を見出すことによってより具体的に大祓の詞との関わりを論じられたことは成果である。ただし、その経典の本論への持ち込み方に工夫が必要だった。

第三章については、四国、九州についての考察にいまだ不十分のところがあるが、特に四国巡礼を見据えての論として可能性をもっている。

そして山と海の論考も仏教以前の世界観との関係など、詰める必要があるが、海辺の話が多い ことなど、説得力があるといっていい。

#### 最終試験の結果の要旨

評価点 ①先行論文がよく踏まえられている。

- ②歴史学、仏教学などの同時代の文献がよく押さえられている。
- ③丁寧に霊異記全体を扱っている。
- ④新しい独自の成果が随所に示されている。

問題点 ①注釈史が欠ける。

- ②序で全体が見えやすい工夫が必要だった。
- ③第三章第一節、二節は周辺史料などで補強するなど、もっと論証が必要であり、論の詰めも甘い。

#### 結 論

以上の審査結果を踏まえ、問題点もあるが、全体として、本審査委員会は関ロ一十三氏の学位 (博士)申請論文が、同氏に本学大学院学則第23条及び本学学位規則第3条第4項による博士 (人文学)の学位を授与するに十分値するものと認定する。

平成 25 年 7 月 発行

発行 武蔵大学

編集 武蔵大学 運営部大学庶務課

〒 176-8534 東京都練馬区豊玉上 1-26-1

TEL. 03(5984)3713